

それは  
避けることができ  
事故でした。

女子高校生が自転車に乗っていました。  
夜、ライトをつけず携帯電話を使用しながら…。

次の瞬間、歩行中の女性に後ろから衝突。  
歩行困難となる後遺障害を負わせてしまいました。

裁判ではこの加害者に、  
損害賠償金5,000万円の支払いが命じられました。

自転車でも、事故を起こせば「加害責任」を  
逃れることはできません。

ホームページにて  
最新情報をキャッチ！ ⇨

養老警察署



岐阜県交通安全協会



養老警察署 養老地区交通安全協会

自転車利用者には、自動車の運転者のような行政処分制度がありません。交通法規に違反すると原則、刑事処分の対象になります。

また、自転車側の責任で死傷者を出す事故を起こした場合には、高額な賠償金の支払いを命じられたり、実刑を言い渡されることさえあります。

自転車は車両の仲間。決して「歩行者感覚」ではられないのです。

## 賠償金の支払い

自転車側に損害賠償  
およそ3,000万円



日没後、自転車は速度を上げて走っていました。前方の信号が変わる前に横断しようと加速したところで、向かってくる歩行者に気づきましたが、ブレーキをかける間もなく正面衝突し、歩行者は死亡しました。自転車はライトをつけていませんでした。

(平成19年7月:大阪地裁判決)

## 実刑の宣告

事故を誘発した  
自転車の男性に  
禁錮2年(執行猶予なし)



道路の信号のない場所を自転車が横断しました。左から走ってきたワゴン車が直前を横切ろうとしたその自転車を避けようと左に急ハンドル。ワゴン車と並走していたタンクローリーは、急接近してきたワゴン車を避けようとして歩道上に乗り上げ、歩行者2人をはね、死亡させてしまいました。(平成23年11月:大阪地裁判決)



イヤホンなどで音楽を聴きながら運転すると、注意が散漫になったり周囲の音が十分に聞こえず、危険なので止めましょう。

# 加害自転車の責任



## 車と同等の過失相殺

自転車と貨物車の  
双方に5割の過失



兄の自転車に続いて走っていた弟の自転車。差し掛かった横断歩道の信号は赤でしたが、兄を追ってそのまま進み、左から直進してきた貨物自動車と衝突しました。貨物自動車は制限速度を25km超過し前方不注意でしたが、自転車側にも「信号無視」の過失がありました。

(平成13年4月:大阪地裁判決)

## 子どもの事故で、親にも賠償責任

自転車の少年と  
その両親に対し  
損害賠償約540万円



友人と自転車で「鬼ごっこ」をしていた少年が、信号のない交差点で他の自転車と出会い頭に衝突。相手は左足を骨折しました。少年は当時12歳でしたが、責任能力があるとされた上で、安全教育を徹底していなかった両親は監督義務違反に問われました。

(平成22年9月:東京地裁判決)

※通常、不法行為を行った12歳以下の未成年者等に責任能力がないと認定された場合は、保護責任者が監督義務責任による賠償義務を負います。

### 携帯電話で通話やメールをしながら運転するのは危険です。

走行中、携帯電話等を手持って通話したり、画像を注視すると、携帯電話使用等(保持)

反則金 12,000円

罰則 6カ月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金

※反則金の適用は令和8年4月1日から

携帯電話等を使用して走行し交通事故を起こすなどすると、携帯電話使用等(交通の危険)

罰則 1年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金

## 「自転車安全利用五則」を守って安全に運転しましょう。

(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯

- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



万が一の事故に備えて保険に入りましょう。例えば年に1回、自転車安全整備店で点検・整備(有料)を受けると、TSマークを貼ってもらえます。万が一のときに役立つ保険つきです。



緑マーク  
賠償責任補償  
1億円(限度額)



赤マーク  
賠償責任補償  
1億円(限度額)



青マーク  
賠償責任補償  
1,000万円(限度額)